



5多健保第955号  
令和5年8月21日

多摩市国民健康保険運営協議会  
会長 下井 直毅 殿

多摩市長 阿部 裕行



多摩市国民健康保険税の産前産後期間の減免措置の新設について（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）第2条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(ア)産前産後の国民健康保険税減免について

世帯に出産する予定（又は出産した）被保険者（以下、「出産被保険者」という。）がいる場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び均等割額を次のとおり減額する。

減額する金額は、出産被保険者の出産予定日（又は出産日）の属する月（以下、「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額とする。

(イ)実施時期

令和6年1月1日

2 変更の理由

令和5年5月の法律改正のため

以上

参考) 減額のイメージ

出産予定日（出産日）の属する月をx月とする。

	x-4月	x-3月	x-2月	x-1月	x月	x+1月	x+2月	x+3月
世帯主 (被保険者)	減免無							
出産被保険者	減免無	(*)	(*)	減免	減免	減免	減免	減免無
他被保険者	減免無							

(\*) 多胎妊娠の場合に限り減免、単胎妊娠の場合は減免無

※ 出産被保険者が減免される月に相当する税額分=0円となる。